

修正対象物品の令和8年度における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和8年度の初日から令和8年7月31日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	34,159 トン	110,841 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	62,637 トン	147,363 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	264 トン	22 トン	242 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	324,314 トン	103,071 トン	221,243 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	48,708 トン	14,720 トン	33,988 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	147,987 トン	36,614 トン	111,373 トン
14	豚肉(基準価格以上)	英国	1,995 トン	3,496 トン	超過済
15	豚肉調製品	オーストラリア	17 トン	0 トン	17 トン
16	豚肉調製品	カナダ	76 トン	10 トン	66 トン
17	豚肉調製品	シンガポール	1 トン	0 トン	1 トン
18	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
24	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
25	豚肉調製品	英国	3 トン	0 トン	3 トン

26	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	7,667 トン	78 トン	7,589 トン
26の2	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	7,667 トン	78 トン	7,589 トン
27	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	6,722 トン	107 トン	6,615 トン
27の2	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	6,722 トン	107 トン	6,615 トン
29	SPF製材	カナダ	1,825,000 m ³	170,917 m ³	1,654,083 m ³
30	パーティクルボード	ニュージーランド	73,800 m ³	7,434 m ³	66,366 m ³
31	OSB等	カナダ	260,000 m ³	30,039 m ³	229,961 m ³
32	熱帯産木材合板	マレーシア	1,211,200 m ³	122,498 m ³	1,088,702 m ³
33	合板	ベトナム	284,000 m ³	60,579 m ³	223,421 m ³
34	広葉樹合板	マレーシア	714,400 m ³	46,842 m ³	667,558 m ³
35	針葉樹合板	カナダ	7,800 m ³	0 m ³	7,800 m ³
36	針葉樹合板	チリ	21,000 m ³	135 m ³	20,865 m ³
37	針葉樹合板	ニュージーランド	69,600 m ³	0 m ³	69,600 m ³
38	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	138,000 トン	385 トン	137,615 トン
38の2	豚肉(基準価格未満)	英国	138,000 トン	385 トン	137,615 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
40	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	332,084 トン	71,360 トン	260,724 トン
41	豚肉調製品	欧州連合	3,995 トン	1,338 トン	2,657 トン
42	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,544 トン	4,361 トン	超過済
43	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	3,067 トン	93 トン	2,974 トン
45	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	96,600 トン	84 トン	96,516 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
47	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	265,170 トン	87,403 トン	177,767 トン
48	豚肉調製品	アメリカ合衆国	1,044 トン	453 トン	591 トン
49	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	7,667 トン	345 トン	7,322 トン
50	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	6,722 トン	107 トン	6,615 トン
52	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	138,000 トン	433 トン	137,567 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定
(日英EPA)(牛肉以外)

項	概 要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差 分
54	豚肉(基準価格以上)	英国	333,922 トン	74,856 トン	259,066 トン
55	豚肉調製品	英国	3,995 トン	1,338 トン	2,657 トン
56	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,544 トン	4,361 トン	超過済
57	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	3,067 トン	93 トン	2,974 トン
58	豚肉(基準価格未満)	英国	96,600 トン	84 トン	96,516 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・ 3の項、3の2の項、39の項、46の項及び53の項(牛肉)は、別途公表。

＜関税暫定措置法施行令第19条の3に基づく各輸入数量＞

- ・ 1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む。
- ・ 14の項の輸入数量には54の項の輸入数量を含む。
- ・ 25の項の輸入数量には55の項の輸入数量を含む。
- ・ 26の2の項の輸入数量は、26の項の輸入数量と56の項の輸入数量の合計数量。
- ・ 27の2の項の輸入数量は、27の項の輸入数量と57の項の輸入数量の合計数量。
- ・ 38の2の項の輸入数量は、38の項の輸入数量と58の項の輸入数量の合計数量。
- ・ 49の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・ 50の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・ 52の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・ 54の項の輸入数量には14の項の輸入数量及び40の項の輸入数量を含む。
- ・ 55の項の輸入数量には25の項の輸入数量及び41の項の輸入数量を含む。
- ・ 56の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び42の項の輸入数量を含む。
- ・ 57の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び43の項の輸入数量を含む。
- ・ 58の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び45の項の輸入数量を含む。